

美容所開設の手続きのご案内

新しく美容所を開設される場合は、保健所に開設届等を提出し、法律で定められた施設基準等に合うかどうかの検査を受けなければなりません。

1. 事前相談

施設が完成した後でも、施設基準に適合していない場合は修繕が必要となることがあります。手続きをスムーズに進めるために、施設の工事前に設計図面等を保健所に持参して、事前にご相談ください。

2. 開設届等の提出

営業開始の2週間前を目安に開設届に添付書類と手数料を添えて提出してください。

- ① 美容所開設届
- ② 美容所開設届 別紙（施設の構造設備）
- ③ 付近の見取り図
- ④ 施設の平面図
- ⑤ 美容所検査申請書（手数料 16,200 円）
- ⑥ 美容師免許証の写し

提出時、原本と照合しますので、原本と写しの両方を持参してください。

⑦ 健康診断書

結核、皮膚疾患、その他の伝染性疾病の有無に関して、医師の診断を受けてください。

⑧ 管理美容師であることを証する書類の写し（修了証など）

2 名以上の美容師を従業員とする場合は、管理美容師を置かなければなりません。

提出時、原本と照合しますので、原本と写しの両方を持参してください。

⑨ 法人の場合は、登記事項証明書

⑩ 開設者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）

提出された書類に不備がなければ、正式に受理します。

施設が開店可能な状態になり次第、日程を調整し、使用前検査に伺います。

3. 構造設備の基準

1) 常に清潔に保つための措置

- ・床および腰板には不浸透性材料を使用すること（コンクリート、リノリウム、板など）
- ・洗い場は、流水装置であること
- ・フタ付きのゴミ箱（汚物箱及び毛髪箱）を備えること

2) 消毒設備を設けること

- ・消毒用エタノール、紫外線消毒器など

3) 採光・照明、換気を十分にするための措置

- ・採光・照明
作業面の照度は 100 ルクス以上とすること
- ・換気
施設内の CO₂ の濃度は 5 cm³/L 以下に保つこと

4) 美容所の名称を標示すること

5) そのほか衛生上必要な措置

- ア 作業室の面積
 - ・10 m² 以上
 - ・作業室の面積が 10 m² の場合、いすは 2 脚まで
(3.3 m² 増えるごとに、いすを 1 脚増やすことができる)
- イ 天井
 - ・塵埃の落下を防ぐ構造
 - ・高さは、床面から 2.12 m 以上
- ウ 待合所
 - ・作業室と区別した待合所を設ける
- エ 作業室と待合所は、居室そのほかと仕切ること
- オ 洗い場
 - ・汚水は汚水口に完全に流れるような排水設備とする
- カ 皮膚に接する器具・布
 - ・十分な数を備える
 - ・既消毒の器具・布片は、清潔な容器に納め、未消毒のものと区別すること
- キ 救急薬品
 - ・外傷に対する薬品を備える

4. 美容所検査済証の発行

施設の検査後、検査済証が交付します。店内の見やすいところに掲示してください。

問い合わせ先
〒796-0048 愛媛県八幡浜市北浜 1-3-37
八幡浜保健所 生活衛生課 生活衛生係
TEL 0894-22-4111 (内線 309)